別添

鳥取県東部地区内各倉庫移転業務仕様書

１　業務名

鳥取県東部地区内各倉庫移転業務

２　業務目的

鳥取県東部地区の各倉庫から（元）東部健康増進センター及び鳥取家畜保健衛生所旧事務所への移転に伴う什器、書類、その他物品（以下「移転物品」という。）の搬出入及び運搬並びにそれらに附帯する作業を行うことを目的とする。

３　業務期間

契約締結日から令和９年３月 12 日（金）

４　業務場所等

（１）移転元

ア　埋蔵文化財センター（積善分館）２階（鳥取市国府町宮下 1261）

イ　（元）鳥取警察署岩美幹部派出所（岩美郡岩美町浦富 645-6）

ウ　防災資機材倉庫（鳥取市商栄町 390）

エ　鳥取県土整備事務所（文書保管書庫）（鳥取市幸町 92）

※いずれもエレベーター無

（２）移転先

ア　（元）東部健康増進センター（鳥取市松原 343）

イ　鳥取家畜保健衛生所旧事務所（鳥取市国安 210）

※いずれもエレベーター無

（３）移転パターン

ア　埋蔵文化財センター（積善分館）２階から（元）東部健康増進センターへ移転

イ　埋蔵文化財センター（積善分館）２階から鳥取家畜保健衛生所旧事務所へ移転

ウ　（元）鳥取警察署岩美幹部派出所から（元）東部健康増進センターへ移転

エ　（元）鳥取警察署岩美幹部派出所から鳥取家畜保健衛生所旧事務所へ移転

オ　防災資機材倉庫から（元）東部健康増進センターへ移転

カ　鳥取県土整備事務所（文書保管書庫）から（元）東部健康増進センターへ移転

キ　鳥取県土整備事務所（文書保管書庫）から鳥取家畜保健衛生所旧事務所へ移転

５　移転スケジュール

令和８年 12 月　仕様書４（３）移転パターンのうち、アからエを実施

令和９年１月～３月　仕様書４（３）移転パターンのうち、オからキを実施

移転作業は基本的に平日とし、詳細な時間帯は発注者と協議の上決定する。
なお、本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

６　業務内容

（１）事前準備

発注者と綿密な打ち合わせを行い、搬出元や搬入先、運搬ルート等の現場確認をした上で、作業工程表を作成し発注者の承認を得ること。

なお、作業工程表の作成にあたっては、作業人員、作業内容、運搬ルート等を記載すること。

（２）養生作業

養生は不要とする。

なお、現場確認の結果、養生が必要と判断した箇所は養生を行うこととし、作業終了後は速やかに回収を行うこと。

（３）移転作業

ア　移転作業日及び人員

発注者との協議により移転作業日を決定し、そのために必要な人員を配置すること。やむを得ない事情により移転日に完了できない場合は、予備日に残りの作業を行うこと。

イ　移転什器・備品等

そのままの状態で搬出入及び運搬が困難な什器等は一度解体し、搬入先において、元の状態に復旧したうえで設置すること。

ウ　段ボール（書類、小物類等）

運搬に使用する段ボールは基本的には発注者が別途準備した段ボールとする。

７　業務実施上の留意事項

（１）契約締結後に業務の具体的な打ち合わせを行うこととし、十分な協議を行い、円滑かつ安全な遂行に努めること。

（２）契約締結後７日以内に業務責任者を選定し、その氏名及び連絡先を発注者に通知すること。その他、提出書類については発注者と協議の上指示に従うこと。

（３）法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保し、法令の規定を遵守して業務を行うこと。

（４）移転物品については、今後の調整で多少増減の可能性があるが、本業務の範囲内として対応すること。ただし、大幅な数量変更があった場合は協議して決定する。

（５）書類等の箱詰め、行先ラベル貼付、開梱作業は、発注者において行う。

（６）業務に必要な機材、器具、消耗品等の経費は、一切受注者の負担とする。

（７）重量物の運搬にあたっては、事前に十分な準備・配慮を行い。重量及び形状に見合

った方法を選定し、事故防止に努めること。

（８）防災資機材倉庫内では、安全のためヘルメットを着用すること。

（９）業務中の降雨等天候の変化に対応し、十分な対策を講じること。

(10) 業務で発生したゴミ等は、受注者において適正に処分すること。

８　損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

９　完了報告及び検査

（１）受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から 10 日以内に完了報告書を発注者に提出する。

（２）発注者は、（１）の完了報告書を受領した日から 10 日以内または令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行う。

（３）発注者は、（２）の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

（４）受注者は、（２）の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（２）及び（３）の規定を準用する。

10　その他

（１）入札にあたっては、令和８年 11 月９日（月）午前９時から実施する現地見学会にて各倉庫の移転物品の種類、サイズ、数量等を確認すること。

（２）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。

＜参考資料＞

別紙１　倉庫位置図

別紙２　（元）鳥取警察署岩美幹部派出所配置図

別紙３　鳥取家畜保健衛生所旧事務所配置図